

J S A F加盟団体各位
J S A F特別加盟団体各位

2024年1月27日
(公財) 日本セーリング連盟
役員候補推薦管理委員会

2024-2025年度J S A F理事推薦候補者の選出について (通知)

2023年度定時評議員会を以て任期満了となります公益財団法人日本セーリング連盟 (以下、「連盟」という。) 理事につきまして、理事及び監事候補推薦手続規則ならびに2023年12月2日理事会決議に基づき、全国加盟団体代表者会議による推薦候補者の選出手続きを下記の通り実施しますので、ここに通知いたします。

記

1. 推薦候補者の資格要件

前期事業年度末日 (2023年3月31日) 現在、連盟一般会員登録者で、就任時 (評議員会で役員に選任される日) に満20歳以上満75歳未満とする。但し、会長、副会長以外の候補者は、就任時に満70歳を超えない者とする。

2. 推薦候補者の枠

推薦候補者の枠は、次のとおり。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 水域による推薦候補者 | 14名 |
| (2) 全国加盟団体代表者会議による会長推薦候補者 | 1名 |
| (3) 全国加盟団体代表者会議による一般推薦候補者 | 8名 |
| (4) 会長による推薦候補者 | 5名 |
| (5) アスリート委員会による推薦候補者 | 1名 |
| (6) パラセーリング委員会による推薦候補者 | 1名 |
| (7) 外部理事推薦候補者 | 2名 |
| (8) 監事候補者 (本通知の対象外) | 1名以上3名以内 |

【参考】 定款 (第21条第1項) に定められている役員の総数は、下記のとおり。

- ・理事 : 23名以上32名以内
- ・監事 : 1名以上3名以内

3. 全国加盟団体代表者会議による投票

(1) 推薦候補者への立候補

「全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者」に立候補しようとする者は、理事または加盟団体・特別加盟団体の推薦を得て、下記①～③の事項を所定の用紙に記入し、上半身の写真を貼付して、連盟事務局に届け出ること。立候補届出用紙は、連盟ホームページまたは次のEメールアドレス (jimukyoku@jsaf.or.jp) に申込み、入手することができる。

- ① 候補者の氏名、年齢、住所、職業等の略歴、セーリングに関する経歴、当連盟との関係 (現行理事との身分関係を含む)
- ② 推薦候補者となるに当たっての所信
- ③ 理事または推薦加盟団体・特別加盟団体の代表者の氏名捺印および推薦理由
- ④ 推薦候補者のセーリングに関する経歴、当連盟との関係 (現行理事との身分関係を含む)、及び推薦候補者となるにあたっての所信等は、当該推薦候補者が役員に選任された場合には、当連盟のホームページに掲載して公表する。

- (2) 立候補の締切り: 2024年1月27日より立候補受付開始。2024年2月22日 (木) 必着、持参の場合は、午後3時までに連盟事務局へ持参すること。

(3) 投票の実施

- ①推薦候補者を決定するため、全国加盟団体代表者会議のメンバーによる無記名電子投票を実施する。無記名電子投票方式については、別途通知する。
- ②電子投票を行う電子機器等を所有していない、又は使用が困難である場合に限り、投票用紙による投票を認める。この場合には、役員候補推薦管理委員会へその旨を申し出て、投票用紙を入手すること。なお、同一投票権者が電子投票及び投票用紙による投票を同時に行使した場合には、電子投票を優先する。

(4) 投票スケジュール

無記名電子投票依頼通知 : 2024年2月27日(火)

無記名電子投票締め切り : 2024年3月14日(木) 必着、持参の場合は午後5時

(5) 投票権数と投票方法(一般推薦候補者)【理事会内規第7条 当該部分の掲載】

一般推薦候補者

- a. 推薦候補者は、連盟に加盟する各団体の総意によって選定される。
- b. 推薦候補者の選定にあたっては、ジェンダー平等に配慮しなければならない。
- c. 推薦候補者の立候補者名簿に登載されるためには、1名以上の理事、または1以上の加盟団体もしくは特別加盟団体からの推薦が必要である。
- d. 加盟団体及び特別加盟団体には、団体の種類、推薦が実施される前年度末日の会員数、加盟団体分担金に応じて、次の個数の投票権が与えられる。ただし、前年12月31日までに加盟団体負担金を納付していない団体、または団体代表者が会費を納入していない団体には投票権は与えられない。
 - (a)加盟団体のうち
会員数300名以上の団体：6票
会員数300名未満の団体：4票
 - (b)特別加盟団体：2票
 - (c)休眠団体には、投票権を付与しない。
- e. 加盟団体及び特別加盟団体は、投票権のうち半数を男性立候補者に、残りの半数を女性立候補者に投票しなければならない。
- f. 加盟団体及び特別加盟団体は、推薦候補者の立候補者名簿に登載された立候補者に対して1票ずつ投票することができる。同一団体から同一立候補者に重複した投票がなされた場合は、1票として取り扱う。
- g. 投票の集計結果に基づき、下記の8名を一般推薦候補者とする。
 - (a)男性立候補者の中から上位4名
 - (b)女性立候補者の中から上位4名

(6) 推薦投票権数と投票方法(会長推薦候補者)【理事会内規当該部分の掲載】

- a. 会長推薦候補については、上記(1)dとは別に加盟団体及び特別加盟団体が各1票を投票し、最も多くの票を得た者を会長推薦候補者とする。
- b. 会長候補者が1名の場合には信任されたものとし、投票は行わない。

(7) 推薦投票の結果、同数の場合には、開票後直ちに委員長作成の抽選方法で、委員(又は委員が指名した者)が該当者の年齢順(同年齢の時は50音順)にて抽選を行い、当選者を決定する。

(8) 全国加盟団体代表者会議による推薦候補者数が推薦枠定数以下の場合

- ①立候補者数が8名以内の場合には、全員が信任されたものとし、投票は行わない。
- ②推薦候補者数が同上手続規則に定める推薦枠定数を下回った場合は、上記(5)に準じて、信任投票を行う。
- ③但し、推薦候補者数が2名に満たない場合には、定款に定める理事最少定数(23名)を下回ることとなるため、2名以上となるまで追加の推薦候補者の選任手続きを行う。

(9) 全国加盟団体代表者会議出席者への推薦候補者の決定通知

推薦候補者選出結果は、2024年3月18日(月)以降速やかに、役員候補推薦管理委員会より全国加盟団体代表者会議のメンバーに開示を行う。

4. 水域からの推薦候補者の推薦

- (1) 水域からの推薦候補者の推薦は、2024年3月1日（金）に連盟加盟団体・特別加盟団体へ依頼する予定であり、依頼に当たっては、別途役員候補推薦管理委員会より通知する。
- (2) 水域からの推薦候補者の推薦締め切り：2020年4月3日（水）（予定）

5. 役員候補推薦管理委員会

投票等の手続きは、連盟会長から委嘱された役員候補推薦管理委員である次の4名が、理事及び監事候補推薦管理委員会運営ガイダンス（別紙1）に則り、管理を行う。

委員長：斉藤 威

委員：平賀 威、戸張 房子、作田 智恵子

なお、役員候補推薦管理委員会は連盟事務局内に置かれる。

Tel.03-6447-4881 Fax.03-6447-4882 E-mail:jimukyoku@jsaf.or.jp

以上

添付資料

別紙1 理事及び監事候補推薦管理委員会運営ガイダンス

別紙2 2024－2025年度理事候補推薦手続きと全体スケジュール

公益財団法人日本セーリング連盟
理事及び監事候補推薦管理委員会運営ガイドンス

第1条（運営ガイドンスの趣旨）

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の執行部が役員改選時期において、評議員会に提出する理事及び監事推薦候補者リストを作成するに当たって、公正で透明な事務手続きを進めるために設置する理事及び監事候補推薦管理委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関する基本的な事項を取りまとめたものである。

第2条（委員会設置の目的）

委員会は、役員改選の際に連盟執行部が評議員会に提出する理事及び監事推薦候補者リストを作成するに当たって、公正で透明な事務手続きを進めるために設置し、主に以下の事項を実施する。

- （1）水域理事推薦候補者、全国加盟団体代表者会議による推薦候補者、ならびに会長推薦候補者に関して提出された資料の内容を確認する。
- （2）全国加盟団体代表者会議のメンバーによる推薦投票プロセスを確認するとともに、上位投票者を決定する。
- （3）全国加盟団体代表者会議メンバーが行った投票内容を確認し、上位投票者を決定する。
- （4）推薦投票の結果、同数の場合には、推薦管理委員長立ち合いの下で、開票後直ちに委員長作成の抽選方法により、推薦管理委員（又は推薦管理委員が指名した者）が該当者の年齢順（同年齢の時は50音順）にて抽選を行い、当選者を決定する。
- （5）推薦投票の集約結果を理事会へ報告する。

第3条（委員会構成メンバー）

委員会の構成メンバーは、会長が推薦し、理事会の決議により決定される。

第4条（招 集）

第1回の委員会の招集は、日時、場所を指定して会長が行う。第2回以降の開催は、第5条に基づき委員会の委員長が招集する。

第5条（開 催）

委員会は2名以上の出席がなければ、開催することはできない。

第6条（委員長）

第1回の委員会において、委員の互選により、委員長を選任する。

- 2 委員長は、委員会の議事の進行を司り、委員会が選任した全国加盟団体代表者会議のメンバーにより実施された理事推薦候補者の投票結果（以下、「理事推薦候補者」という。）を、理事会に報告する。

第7条（委員の任期）

当委員会の委員の任期は、役員推薦候補者が決定する理事会が終了する時までとする。

第8条（報酬等）

会議の構成メンバーは、無給とする。

- 2 会議の構成メンバーには、費用を弁償することができる。
- 3 前各号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. 本規程は、平成24年 1月21日より施行する。（平成24年 1月21日理事会決議）
2. 本規程は、平成24年12月 8日より改定施行する。